

専修大学法学研究所の現状と課題（私見）

前川 亨

（専修大学法学研究所所長・法学部教授）

専修大学法学研究所設立50周年記念事業の企画の一環として、当研究所では、『法学研究所所報』第58号に「法学研究所50年の歩み」の項を設けることとし、所員・客員所員各位にご寄稿をお願いしてきた。ご多忙の中、これに応じて玉稿をお寄せ下さった所員・客員所員の方々に、この場をお借りして、まずは心より御礼申し上げたい。

さて、所報本号の編集作業もヤマ場を迎えた一日、編集担当の渡邊一弘事務局長から「所員・客員所員の方々に「ご寄稿下さい」とお願いしておきながら、ご自身が何も書かれないというのは、些か問題ではありませんか？」と言われ、全く返す言葉がなかった。かくて、私も遅ればせながら駄文を草することとした次第である。とはいえ、当研究所の来し方を振り返るのには私よりも適任の方がおられるに違いないし、その点についての私見は、『法学研究所紀要』第43号（『民事法の諸問題』XV, 2018年）の巻頭言「時を「積み重ねる」ということ——法学研究所設立50周年によせて」で述べたことで既に尽きており、現時点でそれに付け加えるものは何もない。そこで、視点を変えてここでは、当研究所の現状と課題という方面について、田口文夫所長の下で事務局員として2年、森川幸一所長の下で事務局長として2年、そして所長として（2018年末時点で）1年半、計5年半に亘り当研究所の運営に関わってきた間に考えたことなど、全くの私的な感想を述べてみようと思う。従って、ここに述べるのは当研究所を代表する見解ではない。私はあと半期で所長を退任する立場であるが、その後の執行部に影響を及ぼす意図は何も持っていない。次期執行部への、「検討の申し送り」事項くらいに捉えて頂ければ十分である。それにしても、私が本学法学部に専任教員として入職し、「自動的に」（つまり「受動的に」）法学研究所所員となった時には、15年後にこのような文を自らが綴ることになるとは思いもしなかった。「思えば遠くへ来たものだ」との感慨を禁じ得ない。

私が当研究所の運営に関わった間には、公開講座の開催あり、50周年記念シンポジ

ウムの開催ありと、なかなか多忙であった。公開講座に関していうと、その実施は白藤博行所長時代に検討され始めたようである。推察するに、その頃から、かつては「つぶしが効く」ということで人気のあった法学部の志願者減、低落傾向が見え始めたこと、「人文社会科学なんて無駄だ、無意味だ」という暴論が広まりつつあったことへの危機感が、法律学・政治学分野の持つ意義と面白さを社会に向けて発信することの必要性を当研究所執行部に意識せしめた要因ではなかったかと思う。「学生と市民のための公開講座」が初めて実施されたのは田口所長の時代で、『法律学・政治学の最前線』というシリーズが2年間に亘って開催された。その後、森川所長の時代に新たな企画として『現場からの法律学・政治学』が発足し、今年度(2018年度)でその最終年度を迎えた。本号に「特集」として掲載しているのが、その記録である。(因みに、公開講座の記録が掲載されているのは『所報』の50号(2015年)・51号(2015年)・52号(2016年)・54号(2017年)・56号(2018年)の各号である。)

公開講座の企画は来聴者からは好評で迎えられたと評価してよいと思われる。回収したアンケートには「このような企画を待っていた」「とても興味深く聞いた」など肯定的な意見が多く寄せられた。同じ法学部に属していながら、近接した領域であるにも関わらず意外に対話する機会の少ない領域同士が、同じテーマについて論じ合う『法律学と政治学の最前線』にせよ、社会の「現場」の声を吸い上げ、それと研究の場との接点を見出そうとする『現場からの法律学・政治学』にせよ、充実した意義深い内容を揃えることが出来たという自負はある。しかし同時に他方、公開講座の実施にいかにも多くの困難が伴うかを痛感せざるを得なかったのも事実である。何より、「実動部隊」となる事務局(事務局長・事務局員)の負担、(後者のシリーズでは特に)コーディネーターをお務め頂く所員の負担が余りにも過重であった。このこととも関連するが、研究所としての広報力の限界も思い知らされねばならなかった。後者のシリーズでは毎回「現場」でご活躍中の学外の講師をお招きしたのだが、講師の方が折角念入りに準備して下さり、とても有意義な講演をして下さったにも関わらず、来聴者数が少なくて大変申し訳ない思いをしたことが一再ならずあった。予算の限られている中、出来るだけ見栄えのしそうなポスターを出来るだけ安価に作成し、それを千代田区内の図書館や出張所に出向いて置かせてもらう、生田校舎の部署に依頼してそちらにも貼り出してもらう、法学部に依頼して共催のかたちを取ることで学部ホームページに掲載してもらう等々、事務局の先生方の文字通り献身的なご尽力があって、しかもなおかつそういう状態であったのは、規模の小さい研究所としての大きな限界であると

認めざるを得ない。残念ながら、所員各位のご来場も多いとは言えなかった。土曜日の午後には様々な学会・研究会が入ることが多いばかりでなく、近年は特にこの曜日・時間帯に校務を入れられることも少なくないので、止むを得ない仕儀であるのは重々承知してはいるものの、主催者として些か意気消沈したことは間違いない。公開講座の実施が企画され始めた時点では、法学部が独自の企画等をさほど多く打ち出していなかったが、近年は法学部としても様々な企画を打ち出すようになっており、今村法律研究室主催の企画と併せると、同種の企画が重複する感も否めない。こうしたことから、「公開講座を今後も継続するかどうか再検討すべきではないか」という声が出てきたのは当然といえよう。更に、2020年以降、神田校舎の教室使用状況が極端に厳しくなる中で、果して会場を確保出来るのかという甚だ実際的な問題もある。今期までは、「外への発信重視」の事業拡大路線を継承してきたのであるが、事業の運営に割けるスタッフも決して多くない当研究所の能力に見合った企画かどうかを精査した上で、「外への発信」よりも「内の研究充実」をより重視する方向へ軌道修正することも、十分考えられる選択肢であろう。この点は次期の執行部において議論して頂ければ幸いである。

もう1つ、当研究所の現状と課題という面からみた場合、論点となり得るのは今村法律研究室との関係であろう。10年ほど前にこの2つの研究組織を統合した方がよいのではないかという提議があり、かなり本格的に検討されたと聞いている。1つには同一学部が複数の研究所を擁するのは運営の負担が大きすぎるということ、2つにはこれを統合した方が学部の研究力を集約することが出来るということ、この2点はその提議が行なわれた大きな理由であったと思われる。私も、田口所長時代に三役(所長・事務局長・事務局員)会議や監査の席で、この問題について議論されるのを聞いたことがある。しかし、その後、「2つの組織の統合について当研究所の側から提議すべき段階ではない」ということで執行部の意見が一致し、この問題については先送りする方針で現在に至っている。「問題の先送り」というといかにも退嬰的で無策に響くかも知れない。しかし、私の理解するところでは、そういう方針にしたのは以下のような理由があつてのことである。

第1に、同一学部が2つの研究所を擁しているのは、法学部と同程度の規模である商学部もそうであり(会計学研究所と商学研究所)、法学部に限ったことではない。仮に現在の2つの組織を統合して1つにしたとしても、それが運営の負担軽減に繋がる保証はなく、むしろこれまで2つに分散していた負担が一局に集中することによって、

却って負担増になる公算が強い。従って仮に統合するとすれば、両組織の業務内容を抜本的に整理し、かつ運営態勢を強化する方針と込みで議論しなければならないが、現時点でそこまでせねばならないほど差し迫った必然性が、少なくとも当研究所の側にあるとは考えられない。また、現在両組織それぞれに交付されているのを合算した額の補助金が、統合された組織に対しても維持される保証はなく、むしろかなり縮小される可能性が高いから、総体として見た場合には研究活動の縮減を余儀なくされる懸念も否定出来ない。以上が消極的な方面からの理由である。

第2に、私はよく存じ上げていないのだが、法学研究所と今村法律研究室とはその成立の経緯がかなり異なっており、それを統合することに対して情動的に抵抗を感じる、それぞれに「思い入れ」の強い所員・室員の方もおられると聞いたことがある。そうした心情に配慮する必要がないかどうか。またこれまでの経緯という「過去」の事柄としてではなく「現状」としてみた場合にも、確かに対象としている研究領域に重なりは多いにせよ、今村法律研究室は実務家の方が多く参加しておられ、特に実定法の解釈学の方面を求心的に取り上げる傾向が顕著なのに対して、法学研究所はその性格上、実定法以外の基礎法学分野、政治学分野、更にはそれ以外の研究分野まで幅広い所員を擁して研究活動を行っているのであって、それぞれの特色の違いはかなり鮮明であるように思われる。従って、これを性急に統合するよりも、両者の違いを際立たせ、それぞれに特色ある研究活動を展開していった方が、より実り多い成果を期待出来るのではなからうか。以上が積極的な方面からの理由である。もとよりこれらのことは、さほど遠くない将来、両組織の統合を検討せねばならない時期が来る可能性を排除するものではない。しかし当面、この議論を当研究所の側から提起するには及ばないというのが私の判断であって、この点は現在でも変わらない。(念のために付言すれば、今村法律研究室との間では、退職される所員・室員を囲む会の共同開催など、協働出来る企画については現在でも緊密に連携して実施しており、この連携関係は今後更に発展する方向を模索するべきであろう。)

今しがた言及したように、幅広い研究領域の研究者を擁していることは、当研究所にとっての長所となり得る。政治学はかなり性格を異にするであろうが、法律学(特に法解釈学)は良かれ悪しかれディシプリンの輪郭が明確なので、他の研究分野との接点をさほど意識なくても研究立論が出来るのかも知れない。しかし、それぞれの研究分野の高い専門性を維持しながら、しかも他分野にも跨る課題——そういう課題こそが真に解決困難な課題であろう——に如何にして取り組んでいくかという問題意識

が今後益々強まっていくことは避けられない趨勢である。例えば、人文社会科学分野からは最も縁遠いと思われがちな自然科学との間でも、お互いの交流と対話なしには立ち行かない社会状況・国際状況が既に顕在化している。今年度の公開講座の第1回では公海・深海底における環境保護と資源開発の問題が取り上げられたが、これを自然科学サイドとの交流と対話無しに解決することは殆ど不可能であろう。同様のことは宇宙空間についても言える筈である。既に宇宙旅行や宇宙戦争は単なるSFの話では済まないところまで来ている。この他、直ぐに思いつくところでは、軍産学複合体の問題をどう考えるかは人文社会科学の研究者にとっても自然科学の研究者にとっても深刻な問題をつきつけているし、医療生殖技術の発達や人工知能の開発は「人間とは何か」「生命とは何か」という根本的な問いを人文社会科学に投げかけつつある。もちろん交流・対話が必要とされるのは自然科学との間だけではない。昨年度の公開講座では、実施した3回ともに図らずもdiversityとinclusionが共通のキーワードとして浮かび上がった。マイノリティや障害者、自らとは文化的に或いは形質的に異質な人(たち)と如何にして共生・共存していくかは、専攻分野の如何を問わず、重要なテーマであるだろう。その問題を考える場合には教育学、人類学、社会学、歴史学、心理学……など様々な分野との協働が必要となるに違いない。当研究所は、こうした分野横断的な研究を発信するのに相応しい場を提供出来るのではないか。

最後に、将来に向けて考えなくてはならない課題として、事務局の過重負担を挙げておきたい。公開講座ばかりではなく、事業計画の組み上げ、所報・紀要など刊行物の編集・刊行、合宿研究会の企画と実施、ワークショップの企画と実施など、小規模な研究所にしては、行なわなくてはならない業務は年間を通して多くある。そのうえ今期は特に設立50周年の節目に当たったために、それを記念する公開シンポジウム「対話する国家・社会へ」の開催にも大きな労力を必要とし、事務局の先生方には多大な負担を強いてしまった。こういう状況を改善する方策として一つ考えられるのは運営委員会の活用である。現在、事務局長と事務局員に集中している研究所の業務を運営委員の先生方にも分担して頂くのは有効な方法だと思う。例えば本学の社会科学研究所の組織は、そのような分担体制になっている。しかし、運営委員の負担を増やすことには忍びない気持ちもあるし、余りに負担が大きいと運営委員の引き受け手がなくなり、却って研究所の運営に支障を来すことにもなりかねない。業務は或る程度少人数で集約的に行なった方が効率的に進められる面があることも確かである。直ぐには解決の出来ない問題であるかも知れないが、次期の執行部で検討して頂ければ幸

いである。ともあれ、いろいろ試行錯誤を重ねながらも、これまで私が何とか大過なく任期を務めることが出来ているとすれば、それは渡邊事務局長と二本柳高信事務局長のご尽力の賜物である。心より感謝の意を表して、この駄文をメたいと思う。

(2018. 11. 15)